資料６

検討会の当面の進め方について

１．第２回検討会での検討項目について

第２回検討会は下記の項目について検討を行う。

・№27　水素スタンドにおける予備品の使用
（平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置）
・№34bc　水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化
（平成 29 年度措置）（年度内に周知予定。）
・№36　燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化
（平成 29 年度措置）（年度内に通達改正予定。）
・№37　液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し（平成 29 年度措置）（年度内に通達改正予定。）
・№50　高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し（平成 29 年度検討・結論）
・№51a　燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和
（平成 29 年度検討・結論・措置）（年度内に告示改正予定）

※　省令改正等措置済みの３項目については、既に措置済みのため、第２回検討会で検討は行わない。

・№46　開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し（平成 29 年度上期措置）【措置済：平成２９年６月３０日付省令改正】
・№44　国連規則（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備（平成 29 年度措置）【措置済：平成２９年６月３０日付省令改正】
・№53　燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和
（平成 29 年度検討・結論・措置）【措置済：平成２９年６月３０日付告示改正】

２．第３回検討会での検討項目は、第２回検討会において決定する。